

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会  
電力・ガス基本政策小委員会 ガス事業制度検討ワーキンググループ（第13回）

日時 令和2年7月10日（金）12：30～13：56

場所 経済産業省本館17階国際会議室

○下堀ガス市場整備室長

それでは、定刻になりましたので、ただいまから総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会第13回ガス事業制度検討ワーキンググループを開催いたします。

委員及びオブザーバーの皆様方におかれましては、御多忙のところ御出席いただきまして、ありがとうございます。

本日、大石委員、草薙委員、武田委員はウェブ会議を通しての御出席になります。この会場の皆様からあちらのスクリーンで映すことになります。

それでは、本日の資料の確認をさせていただきます。

委員の皆様にはお手元に i Pad を御用意させていただいておりますが、議事次第にもございますとおり、資料1が議事次第、資料2が委員等名簿、資料3が熱量バンド制に関する検討、資料4が一括受ガスに関する報告、資料5が日本ガス協会提出資料、資料6がスタートアップ卸に関する報告、資料7がいわゆる供給高度化法に基づくガス事業者の責務について、資料8がガス事業法施行令等の一部を改正する政令案について、以上でございます。 i Pad に不具合がありましたら、事務局までお知らせください。

それでは、以降の議事進行は山内座長にお願いいたします。

○山内座長

それでは、よろしくお願ひいたします。お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日の議事ですけれども、議事次第にありますように4つですね。熱量バンド制と一括受ガスと、それからスタートアップ卸、それから供給高度化法、この関係ですね。この4つになっております。時間が1時間半と、ちょっと限られておりますので円滑に進めたいと思います。よろしくお願ひいたします。

大石委員、草薙委員、武田委員におかれましては、発言を希望される際にSkypeにて事務局に御一報いただければ、私のほうで指名させていただきます。

それでは、プレスのほうの撮影はここまでとさせていただきます。

御承知のとおり、新型コロナウイルス感染症の関係がございますので、傍聴者はなしとさせていただいております。いらっしゃらないと思いますけれども、もしいらっしゃいましたら御退席いただきますようお願い申し上げます。

それから、これは、その代わりと言っては何ですが、通常どおりインターネットで中継をしておりますので、それをもって公開をしているということにさせていただきます。

それでは、1つ目の議題ですけれども、熱量バンド制に関する検討について、これは事務局から御説明をお願いいたします。

○下堀ガス市場整備室長

それでは、資料3を使いまして御説明をしたいと思います。資料3を開けてください。

熱量バンド制につきましては、昨年度、大変精力的に御議論いただきまして、昨年2月にワーキングが開催されましたけれども、そこまでおおむね今後の検討の方向性というのを出していたかと思っております。

平成30年6月15日閣議決定の規制改革実施計画におきまして、平成31年度までに論点の中間整理を行うこととなっていました。2月までのワーキングにおいての御議論の結果、2月のワーキングの資料に、委員の皆様から大きな異論はなかったと思っておりますので、事務局のほうで中間整理をまずさせていただいております。資料3のスライド3でございます。

簡単に申し上げますと、令和元年度、昨年度は、熱量バンド制が担保すべき要素、選択肢の各項目の精緻化、定量化に向けて調査・検討を行いまして、例えば諸外国の実態調査からは、日本と欧州、熱量バンド制を導入している欧州とでは、その状況が異なることであったりとか、燃焼機器への影響調査においては、バンド幅が大きくなればなるほど、効果に比べてコストがより大きく超過することなどが分かりました。

しかしながら、コストについては、例えばバンド幅が比較的小さい場合には機器対策コストが限定されるということ、それから、課金方法などの制度設計によりましてはコストの低減化が考えられる等の理由によりましても想定されるというところから、これらを踏まえて、令和2年度においては標準熱量の引下げ及び小さいバンド幅、これ、44から46MJ/m<sup>3</sup>、それから43から45MJ/m<sup>3</sup>の3つの選択肢について優先的に取り上げ、具体的な制度設計の検討を進めながら、引き続き検討を行うこととするというふうな中間整理とさせていただいております。

次のスライド4につきましては、今年度の検討事項・追加調査についてまとめております。

検討事項につきましては、これまで御紹介してまいりました論点が、そのスライド4の上半分ぐらいにありますが、課金方法の検討や対策コストの費用負担者、あるいは託送制度が熱量ベースになったときにどういう問題点、論点があるか、事業者ごとに異なる熱量バンド幅の導入を

よしとするかどうか、それから実施までのスケジュールなどが論点として挙げられるかと思っていますが、これを検討するに当たりまして、次の追加調査を行うこととしてはどうかと思っております。

燃焼機器への影響調査は、昨年度はバンド幅が大きいところを優先的に調査したわけですが、標準熱量制の引下げや、44から46MJのバンド幅については機器調査をしていないところもありますので、ここも念のため調査する、コストの試算をするというふうに考えております。それから、機器対策コスト・オンサイト熱調設備設置コストについては、機器更新費などで見ることによって低減化が図れないかという御意見もございましたので、そのあたりの精査もしていく。さらには、料金システム、設備等も、初期コストの精査、あるいは維持管理コストのコスト試算も行いたい。最後に、イギリスや韓国の熱量計、流量計の設置コスト、移行スケジュール、こういったところの追加調査も行いまして、今年度さらに検討を深めたいと思っております。

併せて、委員からも意見ございましたが、この熱量調整に関して新規参入者の参入障壁を低減するような方策について、効果と社会的なコストを評価しながら検討を行うこととしてはどうかというふうに思っております。

事務局からは以上でございます。

○山内座長

どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、委員の皆様から御質問、あるいは御意見を伺いたいと思います。

発言される委員の方は、会場にいらっしゃる方は、例によってお手元の札を立てていただくということでお願いしたいと思います。それから、先ほど言いましたけれども、大石委員、草薙委員、武田委員につきましては、発言したいということを事務局にお伝えいただくということだと思います。

それでは、いかがでしょうか。どなたか御発言、御希望ございますか。

どうぞ、佐藤オブザーバー。

○佐藤オブザーバー

この熱量バンド制における検討事項についてですが、熱量バンド制導入に当たっては、熱量をベースとした課金方法などの検討が必要となる一方で、従来の体積をベースとした運用を併用することもあるのではないかと考えております。

例えば、4ページの1のポツの3つ目に記載されています同時同量等の託送制度見直しの検討では、熱量ベースの変更を前提として記載されておりますが、引き続き導管事業者から出される

調整指令は導管の圧力維持を目的としておりますので、従来どおりの体積ベースでの指示数となるのではないかと考えております。それぞれの運用に即した制度設計を行うことで移行コストを抑制できる場合もあると考えますので、変わるもの、変わらないものを明確にした上で、御議論をよろしくお願ひしたいと思います。

私からは以上です。

○山内座長

時間の関係がありますので、皆さんの御意見を伺って、必要な場合にはまとめて事務局から返答していただくということにしようと思います。

そのほかの方で御発言、御希望ございますか。

では、取りあえず、今の件について何かコメントがあればお願ひいたします。

○下堀ガス市場整備室長

御趣旨も踏まえて、検討を本年度進めてまいりたいと思います。

○山内座長

そのほか、いかがでしょうか。ウェブの参加の方はよろしゅうございますか。

では、松村委員、どうぞ。

○松村委員

前回、この熱量バンド制の話と直接は関係ないけれども、間接的には関連しているという話を、4ページの最後のところに対応するものを申し上げました。発言を拾っていただき、検討していただけるということで、大変ありがたく思っています。すぐに決められるものではないのは十分分かっていますが、検討対象の一つとなってくれてとても助かります。

これも、ひょっとすると既存の事業者からは、こんなコストがかかって、そんなの無理ですという返答が最終的に返ってくるかもしれないけれども、熱量バンド制を入れないと結論を出し、なおかつこれも……

○山内座長

ちょっとマイクを、入らないと向こうの方が聴こえないかも知れない。

○松村委員

これもいろいろ理由をつけてやらないことになると、もともとの熱量バンド制の議論が本当に真摯に消費者のことを考えていたのか、単に参入障壁を高くしたいと思ってやっていたのか、などと疑われかねないので、この点についてはぜひ前向きに、既存事業者の方も考えていただければと思いました。

以上です。

○山内座長

ウェブで草薙委員が御発言を御希望のようです。草薙委員、どうぞ。草薙委員、聴こえていませんか。

○草薙委員

ありがとうございます。聴こえますでしょうか。

○山内座長

はい、大丈夫です。ちょっと時間のラグがあるので、今大丈夫ですから進めてください。どうぞ。

○草薙委員

それでは、よろしくお願いします。資料3の熱量バンド制に基づきまして申し述べます。よろしくうございますでしょうか。

これにつきまして、大きなバンド制を導入しますと、熱量バンドに対応するために要する金額が巨額になり得ることは、これまでの議論や調査で分かったところでございますけれども、対応のために巨額のコストを要することから、私としては44MJでの標準熱量制に移行することは選択肢に入れておいていただきたいと思っておりましたところ、事務局案もそのようになっていてほっとしております。

しかし、これとても、46MJから45MJに移行したときに問題がなかったということから、当然に45MJから44MJに移行するときにもコストの発生は大きくなないと言えるのかというと、これにつきましては慎重に考えていただきたいと思っております。44MJになってまいりますと、増熱ではなく、むしろ減熱する必要がある事業者も出てまいります。国全体として一応標準熱量を下げる方法を取るとかじを切った場合に、そのような事業者がどういう動きを取ろうとされるか、意向を調査していただきたいと思います。

また、下げてもらえるなら新規加入をしっかりと考えたいなという意向をお持ちの新規参入者がおられるかどうかも気になるところでございます。そのような新規参入者の意向も調査していただければと願っております。

基本的には、シェールガスの輸入量が増大するというようなことで、標準熱量を下げていくということが合理的であると考えられます。しかし、全国内でそのような動きを取るべきなのかどうかということをしっかりと精査する必要があると考えます。

以上です。ありがとうございました。

○山内座長

どうもありがとうございました。

恐らくウェブで見られている方というか、ネットで見ていると少しタイムラグがあるんですね。  
それで、御指名したら、そのまましゃべっちゃっていただいて結構ですので。そうすれば、もしも何かあったら、こっちから「聴こえません」とか言いますので。

ほかに御発言の御希望ありますか。

では、事務局から。

○下堀ガス市場整備室長

松村委員、それから草薙委員にいただきました御意見も含めまして、本年度しっかりと検討していきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○山内座長

議題（1）について、ほかによろしゅうございますか。

ありがとうございました。それでは、御意見いただきましたので、事務局のほうでお答えをいただくということでお願いしたいと思います。

続きまして、2番目の議題ですけれども、一括受ガスに関する報告についてでございます。

本日は、事務局のほかに日本ガス協会からも資料の提出をしていただいておりまして、事務局、それから日本ガス協会の順にそれぞれ御説明いただいた後に、皆さんに御発言といいますか、御質疑をいただくということにさせていただきます。

それでは、事務局からよろしくお願ひします。

○下堀ガス市場整備室長

資料4でございます。表紙をめくっていただいてスライド番号1でございますけれども、昨年、この第5回のガスワーキングの1月29日の資料がありますけれども、一括受ガス状態にある案件というものが約400件、是正対応が必要という、このピンクの部分でございますけれども、こういったところが、ここにも書いていますが、既存需要家保護の担保や、それからスイッチング選択肢の確保、需要家間の託送料金負担の公平性担保や、ガス小売事業者間の円滑な競争確保等の観点から重要ということで、ワーキングでも御議論いただき、委員の御意見も踏まえまして、2019年度中にこれを是正することというのをワーキングとしての目標としていただきまして、縷々取り組んでまいりました。

取組内容は、例えばスライド4でございますけれども、資源エネルギー庁ガス市場整備室からも、ガス小売事業者、あるいは一般ガス導管事業者宛てにこういった事務連絡を発出しております。1需要場所は1契約の原則で、これをしっかりとやってくださいと、それから、小売供給契約及び託送供給契約の是正、または是正見込みの確保、これを2019年度中に完了するように求めますと、こういった趣旨の事務連絡を需要家のところに持っていっていただき、しっかりと是正を促

していただいたというところでございます。

その結果がスライド5でございます。

このグラフを見ていただきますと、先ほどスライド1でお見せした2018年12月末から2019年4月には一時的に数字が増えております。棒グラフが長くなっていますが、2018年12月末は事業者への任意のアンケートにより聴取したものでございまして、2019年4月以降の、この棒グラフは、ガス事業法に基づく報告徴収により聴取したものでございます。2019年4月は696件となっていました是正すべき案件というものが、いろんな働きかけ、要請等によりまして、2020年3月末には147件となっているところでございます。

スライド6でございます。

やはり目標がちょっと達成できなかった、全ての案件を解消することはできなかったということで、その案件の分析を行いました。そうしたところ、大きく2つ理由がございまして、1つは旧供給規程の下で合法的に建築された案件が104件あった。それから、ガス料金の上昇、工事費負担を理由に是正交渉が進展していない案件が43件あったということが分かりました。

この旧供給規程の下で合法的に建築された案件につきましては、次のスライドで詳細を御説明したいというふうに思います。

この一括受ガス状態の建物が、1988年頃に多くのガス事業者において供給規程の改正が行われておりまして、改正前の供給規程上では、集合住宅等において必ずしも現行の1事業場所1契約の規程を遵守することは求められていなかったということがございます。参考までに、下に新旧対照表が載っているところでございます。

この改正の趣旨でありますけれども、大きく2つあります。1つが、この需要場所ごとに原価に応じた適切な料金を設定いたしまして、その原価の遞減傾向を反映させた料金体系を導入することが求められるようになったというのが1つ。それから、保安政策上の重要性から、各戸へのマイコンメーター、これを計画的に取り付けるというところが開始されたということで、こういった事情を踏まえて、現行の1需要場所・1契約の考え方方が採用されたというところであります。

こちら、一般にこういう法令の規制の変更といいますか、こういった法令の遡及適用という場合は、多くの場合におきまして、既に発生している、あるいは成立している状態に対して法令が事後的に規制を加えるものでありますので、法的安定性の面から見て、通常これは慎重に行われているところでございます。

当時、供給規程の改正前ですね。合法的に一括受ガス状態として建築された案件につきまして、現行の規程を遡及的に適用するかどうかというのは、今の考え方やほかの法令の考え方を参考に検

討することとしてはどうかと思っております。

一つの参考となる例でありまして、スライド9に例示で建築基準法を挙げております。ほかにも幾つか法令はございますけれども、建築基準法をちょっと例として挙げさせていただいております。

その下の絵が分かりやすいかと思うんですけれども、例えば建ぺい率が10分の6で問題なかつたところの都市計画が変更されて10分の5以下とするようになったと、こういったときに、この④とありますが、改築、修繕等の工事を一切しない場合、違反建築物となってしまって、法的安定性を害するということでありまして、こういった場合、適用の除外の規定が法律上もありまして、建ぺい率10分の6のままでも違法にならない、原則として増改築等を実施する機会に当該規定に適合させるものとするというところであります。こういった合法な建築物については、この制度変更によって違反建築物となるというような不合理が起きないように、こういう規定が設けられているということでございます。

次のスライド10でございますが、一般的に、この遡及適用が慎重に行われていることや、ガス事業法においても、この1988年の規程、この改正が行われた規程を既存の案件にも適用すると、既存の合法的だった案件が供給規程違反状態になるという不合理な結果が生じる場合がございます。こういった不合理を解消するために、この88年頃に行われた改正後の供給規程適用時点で既に存在していた、あるいは工事中だった一括受ガス状態の案件については、原則として増改築等を実施する機会に一括受ガス状態を是正させることとしてはどうかと考えております。

一方、1988年頃以降の改正供給規程適用後に新たに一括受ガス状態になった案件についてまでを、この是正の対象外とすることには合理的な理由はございませんので、当該案件については、引き続き早急に是正対応を求めていくこととしてはどうかと思っています。

資料、まとめますと、対応方針として次のスライド11でございますけれども、一括受ガス状態の是正には一定の進捗があったかと思いますが、引き続き是正を要する案件が多く存在していることが分かりました。さらに、進捗が遅れている案件は構造的な問題があることも把握できたところであります。

今御説明させていただいた、このお話、原則として当該合法的だった建物が供給規程の改正によって既存不適格になるようなものにつきましては、原則として増改築等を実施する機会に一括受ガス状態を是正させることとしてはどうかと。もしワーキングにおきまして、この考えを御了解いただければ、この2019年度中には是正または是正見込みの確保が完了していない案件というのは43件ということでありまして、こちらは早急に是正を求めていきたいと思っておりますけれども、例えば工夫としまして、このガス料金の上昇が工事費負担を理由に交渉が進んでいないとい

うことありますけれども、ガス小売事業者におきまして、この案件が既存不適格案件に該当するかどうかというのは、小売事業者からは分からぬという場合もございまして、例えばガス小売事業者から一般ガス導管事業者に問合せがあった場合には、その既存不適格案件の該非につきまして回答するといったことから、連携してこの是正に取り組んでいただくという、こういった工夫も行いながら、しっかりと是正を求めていく。その進捗状況を今後も継続していくこととしてはどうかというふうに思っております。

事務局としては以上でございます。

○山内座長

ありがとうございます。

それでは、ガス協会から御説明。

○沢田オブザーバー

まず、既存の一括受ガス状態となっている案件につきまして、今御報告がありましたとおり、期限となっておりました2019年度内に是正の見込みの確保を完了することができなかつたことにつきまして、おわびを申し上げたいと思います。是正が未完了の物件に対しては、今後も是正見込みの確保、是正完了に向けて引き続き取り組んでまいりたいと考えています。

なお、ガス業界はきちんと対応しているのかとか、やっぱり事業者の是正対応の取組がなかなか見えづらいといった御指摘も頂戴しておりますので、ガス業界の取組の状況につきまして、この場をお借りして、少し御説明をさせていただきたいと思います。

まず、既存の一括受ガス物件のは是正の現状について、でございます。

各事業者は、既存一括受ガス状態となっております案件のは是正に向けて、制度の趣旨や是正の必要性について御理解をいただけるように、対象のお客様のところに繰り返し足を運び、交渉を重ねております。その結果、資料1にありますとおり、2020年3月末時点では721件の既存一括受ガス状態の物件のうち約8割に当たります574件で、是正または是正見込みの確保に至りました。

また、事務局資料にありましたとおり、是正見込みの確保ができていない147件のうち104件は、旧供給規程下で合法的に建築された物件、いわゆる既存不適格物件でございます。こうしたお客様からは、建物建設当時には適法であつて適正な契約であったにもかかわらず、事後的にルールを変更したことをもつて是正を求めるとはなかなか認められない等々、強く主張されておりまして、是正の必要性を御理解いただくまでに時間を要するなど、交渉に正直苦労しているところでございます。もちろん、こうしたお客様に対しましても、接点機会を通じて引き続き是正をお願いし続けていきたいと考えております。

日本ガス協会が把握している範囲では、2020年3月末時点での既存不適格物件を除く未了物件は43件でございますけれども、そのうち4件は、その後の取組により是正見込みの確保ができます。また、39件のうち1件は、既にお客様とは正について合意ができており、確認書面の受領待ちといった状況にございます。

次に、事業者が実施をしております既存一括受ガス物件のは正のフロー、流れを御紹介させていただきます。資料2ページを御覧いただきたいと思います。

ここにありますとおり、ガス事業者は通常、まずはは正の必要性の説明、内管工事代金とは正後のガス料金の説明、内管工事の実施、ガス小売契約・託送供給契約の変更、こうしたフロー、流れで対応することになります。既存一括受ガス物件をは正するため、ガス小売事業者と一般ガス導管事業者が必要に応じて連携し、対応しています。

フローについてもう少し具体的に御説明をさせていただきます。まずは対象のお客様には正の必要性を御理解いただくため、現在の契約内容や、1需要場所・1契約の原則などについて御説明をいたします。次に、は正に必要となる内管工事の内容や費用、は正後のガス料金といった金銭的な負担について御了承いただけるように御説明をしております。多くのテナントが入っている複合ビルの場合、各テナントに対して個別には正後のガス料金を説明する必要があるため、それに時間を要しているケースもございます。そして、内管工事やガス料金について御了承いただければ、お客様と日時等を調整した上で工事を実施するということでございます。工事を実施した後は、ガス小売契約と託送供給契約の変更を行いましては正完了となると、具体的に、実務的にはこんなステップを踏んでおります。

なお、お客様の御事情によりまして即時のは正が困難な場合には、は正時期を約束した書面を交わすことでは正に関してお客様と合意をいたします。これをは正見込みの確保としております。

続きまして、既存不適格物件以外では正見込みが確保できていない39件について御説明をいたします。資料3ページを御参照ください。

先ほど触れましたとおり、39件のうち1件では、既にお客様とは正について合意できており、確認書面の受領待ちの状況であるため、は正見込みの確保が見通せていない物件は現時点では38件となります。これらの物件については、会計主体の考え方の違い、ガス工事代の負担やガス料金の上昇といった理由から、正直、現時点でお客様の御理解が得られておりません。お客様からは、例えば、当社は消化仕入れを実施しているので需要場所は1つという認識である、あるいは、金額にかかわらず内管工事代の負担やガス料金の上昇については承諾できない、は正することでテナントごとのガス料金が上昇してしまうためは正には応じられない、といった御指摘をいただきながらも、繰り返し交渉を重ねております。決定権を持つ、もちろん一定以上の役職者との

方々との交渉にこぎ着けているケースはあるものの、残念ながら期限内に是正見込みの確保ができておりません。

なお、配管状況等によりまして一概には申し上げることはできませんが、テナント数が多い大規模商業施設であれば、お客様に御負担いただく内管工事代金の総額が数百万円程度になるというケースもございます。

次に、会計主体の考え方の違いについて補足をいたします。

消化仕入れとは、主に百貨店様が採用している取引形態であり、商慣習でございます。詳細は資料4ページに記載のとおりとなります。

現行のルールでは、ガスの使用実態から見て1需要場所とすべき範囲を、会計主体を考慮の上判断しております。各テナントが独立した会計主体である場合には、各テナントにガスの使用実態があると考え、各テナントと個別にガス契約を締結する必要があります。しかしながら、お客様は、消化仕入れを採用しており、会計主体は全て百貨店であり、テナントごとのガスの契約は必要ないと主張され、是正の御理解がいただけないケースがございます。

消化仕入れの考え方は江戸時代から続いているとされているものであり、特に老舗百貨店様に、こうした各テナントが1需要場所となることを受け入れていただくことに、ちょっと時間を要している状況でございます。

続きまして、ガス料金の上昇について、商業施設を例に御説明させていただきます。

資料5ページを御覧いただきたいと思います。

御案内のとおり、一般的なガス料金は使用量が多くなればなるほど単価が安くなる遞減料金でありますので、一括受ガス状態の物件におきましては、複数のテナントのガス使用量を合算した1建物におけるガス使用量に対するガス料金単価を適用することで、各テナントには割安な料金、単価が適用されています。しかしながら、一括受ガス状態の是正後には、各テナントとガス供給契約を締結し、テナントごとのガス使用量に対するガス料金単価を適用することとなるため、結果としてテナントに適用される単価、ガス料金が是正前と比べて上昇することになります。このように、是正前に比べて是正後のガス料金単価が上昇することが、お客様との交渉が進まない要因の一つとなっています。

以上、申し上げたような状況ではございますけれども、引き続きガス業界として未了物件、既存不適格物件につきまして、できるだけ早期に是正ができるように努力を継続してまいります。ぜひともこうした状況につきまして御理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

ガス協会からは以上でございます。

○山内座長

ありがとうございました。

それでは、一括受ガスについて、両方の御説明を併せて質疑に移りたいと思います。どなたか発言御希望の方、いらっしゃいますか。

二村委員、どうぞ。

○二村委員

御説明ありがとうございます。質問です。事務局提出資料の10ページに設例というのがあつて、もともと1つの資本関係で1構内1会計主体だったものが1つだけ分かれてしまうようなケースがあったという説明ですけれども、こうしたことはこの後も起こり得るのではないかと思います。今あるものを減らしていく努力も必要ですけれども、新たに起きないようにしていくということも重要だと思います。そう考えたときに、この後、こういうケースが生じた場合に、ガス事業者さんのほうでは、これを認識できる仕組みのようなものがあるのかどうかということを確認しておきたいと思います。というのは、それがないと、この後、こういうケースが増えていくてしまうのではないかなどと思ったからです。事務局からでもガス協会さんからでも、どちらでもお答えいただければと思います。

○山内座長

では、取りあえずいかがですか。

○沢田オブザーバー

御質問ありがとうございます。二村委員から御指摘がありましたとおり、正直、タイムリーに見つけていくことが難しい状況にあるのは間違いないです。ただ、昨年3月に一括受ガス状態の案件を是正していくことについて、経産省さんから事務連絡をいただきまして、ガス協会としても全事業者を対象に、需要場所の考え方とか、是正対応の必要性について説明会を実施いたしました。このような取り組みで全て網羅できているかというのにはありますけれども、事業者からお客様に対して、テナントの入替えによって一括受ガス状態が生じる可能性があることをお伝えし、テナントの入替えがあったときには、当該の事業者に連絡していただくようにしてください、とお願いさせていただいております。これで全て解決ができるかどうか分かりませんけれども、このような取り組みを通じて、なるべくこれから発生しないよう取り組んでいるところでございます。

○山内座長

よろしいですか。

○二村委員

分かりました。全部なくすというのはなかなか難しいかなと感じましたが、あの手この手でや

るしかないと思います。ありがとうございます。

○山内座長

ほかに会場で発言の御希望ありますか。

松村委員、どうぞ。

○松村委員

事務局の提案は合理的だと思いますので支持します。

それで、既存不適格の考え方と同じ考え方で、最初から合法的だったものについては、大規模な改修まで免除するというのも合理的だと思います。

ただ、この考え方は、あまり行き過ぎると、同様の問題で未来永劫変えられないというか、それこそ本当に大規模な改修のときしか変えられないというのがエネルギーの分野で頻発すると、これはこれで差し支えが出てくると思う。これはあくまでも費用と社会的な利益のバランスの問題だと思います。大規模な改修のときにやるほうがはるかにコストが安いのに、今すぐやらせると大きなコストがかかる。でも、そこまで急がせることの社会的な利益と、しかも、もともと合法的だった人にそれを押しつけることのコストと利益を比較して考えれば、ここは求めないほうがバランスがいいとの判断。あくまでもそういうことで、問題によっては、例えばX年間は免除するけれども、その間に対応すべしとか、そういう対応も問題によってはあり得ると思う。これが先例になって似たような問題が出てくる度に、全部同様に対応すると困るので、今回の提案はとても合理的だと思いますが、あらゆる問題でこういう対応をしなければいけないということではなく、猶予期間を設けるやり方だってあり得る。建築の世界だってあると思うのですけれども、規制によっては。そういうことも本当はあり得る中で選択したということだと思います。

それから、次に、ちょっとショックを受けたのですが、この件数、事務局資料のスライド5ですが、2018年12月から19年4月にかけて件数が急増している。「何だ、これは」と、事情を知らない者は戸惑うはずですが、ちゃんと正しく説明がしてあって、それまでのところは、ある意味アンケート、任意のアンケートだったけれども、ここから報告徴取になり。その結果増えるのは自然だと思う。しかしアンケートと聞けば、回答率はあまり高くないしというのは、私たちはそういう思い浮かべるけれども、これは、法令違反のおそれがあるものに関して報告徴収に至る前に事業者に自主的にちゃんと報告してくれと頼んだものだから、普通のアンケートと意味合いが大分違う相當に重いものだったはず。にもかかわらず、報告徴取になつたら1.5倍になつたという事実を見せられると、事業者の自主的な取組に関する信憑性を著しく損ねる。アンケートの段階でちゃんとやらなかつた事業者が複数いるとすれば、その事業者はガス協会に加盟しているであろうから、協会の信頼性まで損なうのではないかと危惧します。

とても難しいことは分かる。実際に調べるのは、報告徴取という格好なら顧客にも詰めて聞けるけれども、そうでなければ聞きにくいとか、そういうことはあるのは十分分かるが、それにしてもこの差はさすがにアンケートの段階で怠慢だったのではないかと疑わざるを得ない。

今後事業者やガス協会が、自主的に対応するから強硬な規制は不要という主張をしたとしても、でも、以前、自主的にやるだけではこんな惨状だったじゃないか、報告徴収という大げさなことまでしないとまともなデータすら集まらなかつたではないかと、繰り返し言われかねない。これについては、事業者は反省すべきで、1社ではなく多くの会社がアンケートの段階で過小報告していたなら業界全体として反省すべきで、アンケートの段階からもう少し正しい数字が出てくる努力を本当はしなければいけなかつたという点は、言い訳しないで真摯に考えていただきたい。

以上です。

○山内座長

では、柏木委員、どうぞ。

○柏木委員

どうもありがとうございます。

この事務局資料の11ページ目に、今の既存の不適格案件の他に、是正見込みの確保が完了していない案件が43件ある。ガス協会資料の中にも同じようなことが書いてある。3ページ目には是正交渉が進展しない理由というのが出ていて、ユーザーサイドからすれば、それはやりたい、やつたほうがいいとは思っているんでしょうけれども、会計主体の考え方方が違い、あるいは内管の工事代が高くなるとか、負担しなければいけないとか、あるいはガス料金が上がる可能性があるとか、いろんな理由で自分たちの利益にならないことが進展しない要因であった。これら辺の考え方というのは、これはライフサイクル的な考え方も、もちろんライフサイクルになると、将来にわたってどういうことが発生するか分からないので、非常に不確定要素が多くなるとは思いますが、それでも、ライフサイクル的な考え方で、例えば将来の動向というのをきちんと是正のほうに持つていけるような説明というのは今後すべきじゃないかと思うんですが、これら辺に関してはいかがなんでしょうか。

○山内座長

それでは、先ほど松村委員の御発言がありましたので、お二方についてのコメントがあればお願いしたいと思います。

○沢田オブザーバー

まずは松村先生の御指摘ですけれども、件数が増えたのはけしからん、ということだと思います。報告徴収自体は経産省さんから各事業者に出ておりますので、我々は、個別のこととはなか

なかなか分からぬのですけれども、先ほど申し上げましたとおり、2019年3月に経産省さんから各社に対して是正の事務連絡が出て、ガス協会ではそれを受けまして説明会を実施しました。その中で、改めて需要場所の考え方を説明して、こういうケースが一括受ガス状態に該当しますということを説明しました。これは憶測になりますけれども、こういった説明会での説明内容を踏まえまして、各事業者が全て精査したこと、結果として増えたと思います。そんなことも前もって認識していなかったのかという御指摘かもしれませんけれども、改めて事業者側がそうした形で精査したと受け止めいただいて、今後こういったことがないように業界としても気をつけてまいりたいと思います。

それから、柏木先生御指摘のライフサイクルを、というのは、建替え時に何かをするということでしょうか。御指摘の趣旨をもう一度教えていただけないでしょうか。

○柏木委員

全体としてのユーザーのメリットがどういう形で反映されるかというのは、単なる最初に示した工事費が幾ら上昇する、何が上昇するという話から、それを例えば15年なら15年、20年なら20年考えたときに、どういうふうなメリットがあるかという説明も重要なんじゃないかと私は思う。

ただ、ライフサイクルですから、将来にわたってESCOと同じで不確定要素が多いので、説明は非常に難しいかもしれません、感度分析になるのかもしれませんけれども、そこら辺の説明はどうなっているか、現状をちょっと知りたいということです。

○沢田オブザーバー

ここは難しく、正直言いまして、消化仕入れみたいなケースを除きますと、必要性というか、世の中のルールは、もちろん御理解いただけます。ただし、お客様は工事代金もかかる、ガス料金も場合によっては高くなるということで、是正にはメリットがない中、ガス料金の解決にはつながらないですけれども、なるべく機会を捉えて、是正をやらせてもらえないかとお願いしております。一方で、同じようなケースでも、先ほど御説明しましたとおり、是正完了とか是正見込みを確保していただけるお客様もいらっしゃるものですから、何とかそういったことも申し上げながら、少しでも御理解をいただけるように取り組んでいるところでございます。

○山内座長

会場のほうで、そのほかありますか。

それでは、ウェブのほうで草薙委員と武田委員から御発言の御希望をいただいております。その順番で、草薙委員、武田委員の順番で御発言願えればと思います。

まずは草薙委員からどうぞ。

○草薙委員

ありがとうございます。

一括受ガスの是正のことにつきましては、まずは短時間、短期間に多くの成果が上がってきていると思います。関係の方々の御努力を多としたいと思います。

1988年頃に制度の変更があったことを重視すべきということにつきまして、事務局の既存不適格建築物の例、本当に分かりやすい説明をしていただいたと思っておりまして、大変もっともと考えております。この考え方賛成します。

一方、一部是正をされないまま残ってしまうということに関しましては、J G A様の御説明から、かなり苦戦していることだというふうに理解いたしました。ガス小売事業者の立場からしますと、本来得られていた適正な利益だったはずのものが得られなくなってしまっているということのはずであります。これはガス小売事業者に損害が発生していると言える状況でございます。そこで、業界を挙げて各プレイヤーが助け合いながら対応いただきたいと思います。

そして、このまま一括受ガスが一部において是正されませんと、真面目に一括受ガスの解消のために協力された最終需要家たる顧客が損をした感覚を持たれるかもしれません。その状態が長く続くのは好ましくない状態ですので、やはり新型コロナ禍で、百貨店はじめ皆様苦しいときに、つらいこともありますけれども、基本的には今後も手を緩めずに、可能な限り一気に一括受ガスの解消に向かっていただきたいと思います。

ありがとうございます。以上です。

○山内座長

武田委員、どうぞ。

すみません。武田委員、画像ではお話しされているように映っているんですけども、マイクが入っていないかもしれません。多分私のこの声も少し遅れてラグでそちらに届くと思うんですけども。

○武田委員

申し訳ございません。聴こえていますでしょうか。

○山内座長

大丈夫です。

○武田委員

聞き逃しがあったかもしれません。もしそうであればお許しください。

2ページに、当初の対策として需要者側へ要請すると書かれているのですけれども、これは資源エネルギー庁として直接に行うものなのでしょうか。もしくは事業者を通して行うものなのでしょうか。この点について確認をしたいと思います。もし直接に需要者側に要請するものではな

かつたということであるならば、残る43件については需要者側に直接に働きかけるということも有効であると思いますので、検討いただければと思います。

以上です。

○山内座長

それでは、お二方へのコメント……。それでは、大石委員が発言御希望なので、大石委員、どうぞ。

○大石委員

ありがとうございます。聴こえておりますでしょうか。

○山内座長

はい、結構です。

○大石委員

御説明ありがとうございました。

私のほうは質問になります。先ほど事務局から御説明いただいたパワーポイントの資料の5ページのところ、現状について数字が出ておりますけれど、この是正見込みの確保として記載のあるものは、実施する期日というのが既に決まっているのでしょうか。加えて、見込みがあるというものについてある程度の期間が必要になってくると思いますが、完了見込みが、もし分かっているのであれば、どのぐらいまでに完了できるのかを教えていただけますとありがたいです。

それと、先ほど草薙委員もおっしゃいましたが、現在コロナがあって是正も大変だと思います。本当に努力が必要になると思いますが、コロナの影響の考慮も必要かと思いました。・・・「★通信の不調」。

○山内座長

すみません。最後のところがマイクに入っていなくて、こちらに聴こえませんでした。

○大石委員

聴こえますでしょうか。最後のところは、コロナの影響もやはり加味する必要があるのではないかなと思いました、と申し上げました。

以上です。

○山内座長

ありがとうございました。

それでは事務局から御回答をお願いいたします。

○下堀ガス市場整備室長

武田委員から御質問がありました、エネ庁が直接持つていいいるのかどうかという話ですけ

れども、エネ庁としては、事務連絡を小売事業者、導管事業者、それからガスを使用される皆様宛ての文書を作っておりますが、直接働きかけるのはガス小売、あるいは導管事業者といったところでございます。

今後の43件について直接してはどうかというお話ですが、必要があれば検討していきたいというふうに思います。

そして、大石委員からお話のありました、是正見込みの期日があるかどうかですけれども、できるだけ期日を求めてはいるものの、なかなか期日では折り合いがつかないという話もありましたので、最後、期日までは決まっていないけれども、必ずやるというのも是正見込み確保には入っております。

以上です。

○山内座長

よろしゅうございますかね。ちょっとやり取りがなかなか難しいので、この件についてどうぞ。  
市村委員。

○市村委員

ありがとうございます。

私からの今回の今回の一括受ガスの事務局の御方針としては異存ないと思っています。合理的な考え方だと思っています。

先ほど二村委員からもあったところで、若干関連すると思うんですけれども、結論として、既存不適格というものについては是正を次回の増改築のときに求めるということは、件数から外れて、今後の要請の対象から除かれるということだと思うんですが、次回の増改築のときにきちんとそれをやってもらわなければいけないということは他方で重要だと思うので、完全に、もうここから外れたから何も見ていかないということではなくて、今後要請文書をまたもう一度出されるということだと思いますが、これら辺の考え方というか、そういったところの周知徹底というのもきちんとしていただくことが重要ではないかと思っています。

以上です。

○山内座長

そのほか、御発言ございませんか。

では、市村委員についてのコメント、何かございますか。事務局から。

○下堀ガス市場整備室長

御趣旨を踏まえて、事務連絡等、中身を考えていきたいと思います。

○山内座長

ありがとうございました。

それでは、ほかによろしければ、今事務局からもありましたけれども、皆様からの御意見も踏まえていただきて、さらに進めていただくということでお願いしたいと思います。

それでは、3番目の議題に移りたいと思います。3番目はスタートアップ卸に関する報告ということでございまして、これは現状について御報告いただくものであります。事務局からよろしくお願いいたします。

○下堀ガス市場整備室長

資料6を御覧ください。スタートアップ卸に関する御報告でございます。

スライド、まず2でございますけれども、第9回、昨年の8月ですが、ガスワーキングにおいて報告したとおり、各社においては昨年7月中旬に、このスタートアップ卸専用の受付窓口を設置済み。さらには、今年の3月末の時点で利用を検討する事業者から問合せがあれば、遅滞なく卸供給実施に向けた契約交渉等を実施できる体制、システムを各社とも整備しているところでございます。その結果、現状、6月に各社から個別に聞き取りましたので、その状況について御報告をしたいと思います。

次のスライド3でございます。

スタートアップ卸に関する問合せ状況につきまして、この表のとおりでございますけれども、個別契約の途上であるというところから、各社から事業名は伏せてくださいということで、今、イニシャルしております。問合せ件数、6月19日時点で全体は58件ございまして、業種別に見ていきますと、一番左のその他の小売業が、LPガス、こちらが40件と大体3分の2ぐらいになっておりまして、LPガス業界からかなり関心を持って問合せを受けているという状況があります。それから、通信業、あるいは電気業・ガス業からそれぞれ4件、10件というお問合せがあるという状況でございます。

次のスライド4でございまして、では、その契約のプロセスではどういう段階にあるかといいますと、契約締結済みが3件、それから契約交渉中が37件、契約交渉終了というのが18件といったところでございます。

最後、その契約が締結済みという3件ですが、スライド5でございますけれども、あるAガス事業者さんは、電気業・ガス業から問合せ、交渉がありまして契約を結んだということ、それから、残り2つのBとIというガス事業者さんはLPガス事業者さんと契約を結んだということでございまして、まだ交渉中、37件あるということですので、丁寧にその契約状況とか、あるいはその他の対象区域の競争状況、市場規模等のフォローアップをしっかりと継続していきたいというふうに思います。

以上でございます。

○山内座長

ありがとうございました。

それでは、スタートアップ卸の現状ですが、これについて何か御質問等ございますでしょうか。

○佐藤オブザーバー

スタートアップ卸の進捗確認についてですが、4ページに記載されております利用状況では、問合せが58件ある中、締結済みが3件で交渉終了が18件と、締結済みに対して交渉終了が6倍という結果になっていると。新規参入者にとって事業採算性の低い提案が多いのではないかというように考えております。

当社も幾つかのガス事業者とスタートアップ卸の交渉を実施いたしましたが、提示された価格が、当社が希望する価格よりも大幅に高くて、なかなか合意に至っていないのが実情です。卸価格の低減を図るため、当社からは相対での交渉をお願いしておりますが、スタートアップ卸じゃなくて相対でどうだという話で持ち込むんですけれども、中には、制度で認められた考え方に基づき算定しているため、それを下回るには相応の理由が必要であるということで、協議が難航している事業者もあります。

今回は卸事業者へのアンケート結果を取りまとめていただいておりますが、より利用しやすい制度とするために、交渉終了や交渉中を含めまして、スタートアップ卸を利用する事業者へのヒアリングも行っていただき、しっかり使える仕組みとなるよう御議論をいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

私からは以上です。

○山内座長

そのほかに御発言。

市村委員、どうぞ。

○市村委員

ありがとうございます。

今、佐藤オブザーバーと少し関連してくるんですが、交渉終了というところで18件ほどあるところだと思うんですけれども、この理由というのはどういったところにあるのでしょうか。現状、把握されている限りで結構なんですけれども。

○山内座長

では、2件まとめてどうぞ。

○下堀ガス市場整備室長

まず市村委員の質問からですけれども、この理由、18件の中身ですけれども、契約交渉まで行って難しかったという、今の佐藤オブザーバーが御紹介されたようなものもあったと聞いていますけれども、まだ多くは、まず問合せがあった。審議会でこういう議論があったようですけれども、どうなんですか、どういう交渉のプロセスになるんですかという問合せがあって、その後、連絡がなくなったというのが、具体的な交渉に入る前に終わったというのも含めて、これ、全部拾っているというところであります。

佐藤オブザーバーの御意見もおっしゃるとおりのところがあると思いますし、せつかく始めたこの事業ですので、改善するために、まさにどうしてこれが使われていないのかとか、そういうところはしっかりと私たちもできるだけ要因を分析して改善につなげていきたいというふうに思います。

#### ○市村委員

ありがとうございます。そうしますと、やはり先ほどの佐藤オブザーバーの話とも関わってはくる。今、下堀さんもおっしゃっていただいたところだと思うんですけれども、一度制度をつくったということではありますので、これが新規参入という目的にかなった制度かというところは、きちんと検証する必要があるということだと思います。そういう観点からすると、実際にスタートアップ卸を受けることに至ったような事業者からのヒアリングというのもそうですし、やはりこれが契約に至らなかったところといったケースについて、どういった理由かというところも、きちんと精査していくというか、検証していくことは大事ではないかと思っています。

すぐにこれ、なかなかできるものでもないですし、今交渉中というところだと思うので、例えば一定期間、1年なのか、半年なのか、期間というのはいろいろあると思いますけれども、そういった中で、エネ庁さんとして、例えば情報提供を呼びかけるですとか、例えば、第1グループ、第2グループの事業者さんのほうから、契約に至らなかった事業者に対してエネ庁からの情報提供の要望があるといったようなことを伝えてもらって、それが同意を得られた事業者にアンケートとかヒアリングをするとか、そういったようないろいろな検証する仕組みも今後検討していただければと思っております。

以上です。

#### ○山内座長

そのほかに会場で。

松村委員、どうぞ。

#### ○松村委員

あらかじめ資料を見たときには、特に発言することはないかなと思ったのですけれども、今、

東京電力からの発言を聞いてちょっとびっくりしたので、念のために確認させてください。

確認というのは、これ、そもそも始まったときに、これが唯一の卸取引ではなく、相対交渉だとかも当然ある。範囲を限定したのは、これよりも大きな新規参入者は、相対交渉で十分交渉力があるだろうから、これよりも不利なものが出てくるようなことも基本的ないし、だから対象としないという背景もあったはず。

そうすると、それは、絶対聞き間違いだと思う。こういう公的な制度がある以上、これよりも低い価格を出すにはそれなりの理由が要るなんて、そんなばかなことを事業者が言うはずがない。聞き間違いだと思うし、もしそんなことを言ったのだとすれば、直ちに制度の趣旨に反するということだと思います。でも、もちろんそれよりも低い価格で売らなければいけないという義務があることでは決してないので、それはあくまで交渉ということではあるのですけれども、そういう、これがある結果として、ほかの相対交渉がむしろ進まなくなるなどというようなことになると、何のためにやっているのか分からることになってしまいます。もし本当にそんなことが起これば、もう一度公開の席で、何が起こったのかをきちんと検証する必要があると思いますし、もし万が一思い違いをしているガス事業者がいるとすれば、そんな事業者は制度の趣旨をもう一回よく考え直していただきたい。

以上です。

○山内座長

橋川委員、どうぞ。

○橋川委員

もともと、この話が出てきた背景には、ガス、17年に全面自由化したにもかかわらず、小口のスイッチングでいまだに地域で北海道、東北、中国、四国、そして多分北陸もそうだと思うんですけども、バーが立ってスイッチングが行われていないという実態があるというのが問題だったはずで、それに対する、これじゃ僕は風穴は開かないと思っているんですけども、一つのともかく手だてとしてやろうとしたわけで、今後、この制度そのものもそうなんですが、やっぱり全面自由化したにもかかわらず、かなりの地域でスイッチングがゼロというのは、それ自体が異常だと思うので、市場整備室としては、そのところを何か今後再検証していくというようなことはお考えなんでしょうか。

○山内座長

では、お二方の御意見について。

○下堀ガス市場整備室長

まず、松村委員のおっしゃったことは本当におっしゃるとおりで、1年前もまさにそういう議

論で、交渉が行われる人たちには相対の交渉もできると思うので、それ以外の方向けに、まさにスタートアップ卸をというお話でしたので、どういう実態があるのかというのは、我々もしっかりと把握をして改善につなげていきたいというふうに思いますし、橋川委員からのお話ですけれども、まず、すみません。これが抜本的にならないかどうかというのは、我々も魂の込め方次第というか、すみません。まさに今、交渉中のところが、どうしてこれ、今日も委員から意見が出ていますけれども、これを改善していくのがまずは第一かなと。これ、各地域で問合せがあったのは事実でありますし、これが昨年も議論がありましたけれども、上限量とか決めましたけれども、そこに張りついているのかどうかとか、そういう実態を踏まえてまた制度を変えていくというようなこともあり得ると思っていますので、ガス市場整備室としては、まずこれを突破口に進めていきたいなというふうに思っております。

○山内座長

それでは、ウェブでやはり草薙委員、武田委員の順で発言の御希望が出ておりますので、草薙委員から、どうぞ御発言ください。

○草薙委員

ありがとうございます。スタートアップ卸につきまして、資料6に基づいて申し述べます。

第2グループのほうで、これまで新規参入者が全くいなかった都市ガスの供給エリアにおいても新規参入への関心が示されたということは事実であって、各委員の御発言で若干不満のお声もあったわけですけれども、まずは一定の成果が上がったと私は評価したいと思います。

先ほども下堀室長からのお話がありました中で、上限に張りついたかということでございますけれども、ぜひ調べていただきたいと思います。新規参入者にとって、ほかからガスを卸してもらうすべがないというときに、急に卸売料金が上がるなどということはとんでもないことであります、第1グループで上限100万立米、第2グループで上限50万立米という制度的な上限量の認識は、制度上は持たれ得るとは思いますけれども、その趣旨としては、スタートアップの後、新規参入者が健全に育ってほしいということがありますので、卸価格の交渉では新規参入者を支える観点からも、対応を旧一ガスの側にはお願いしたいと思います。それが、まさに適正取引ガイドラインの趣旨にも合うと思います。ぜひ旧一ガスにおかれでは、そのことをないがしろにしないようお願いしたいと思います。さらには、保安についてとか、様々なことで事務的にも技術的にも新規参入者に寄り添う形で対応していただきたいというふうに思います。

契約に残念ながら至らなかつた例も多かつたということでございますけれども、もう少し事例が重なつてまいりましたら、事務局で、市村委員もおっしゃったことですけれども、契約に至らなかつた理由というのを精査していただいて、制度的にもっとよいものができるかどうか詰めて

いただければと願っております。

以上です。ありがとうございます。

○山内座長

ありがとうございました。

草薙さん、もしもこれ、中継でウェブ配信を見ていたらば、ウェブ配信って若干タイムラグがあるので、Skype for Businessのほうで音声を聞いてもらうとタイムラグがなくなると思います。私の今のこの発言に返信は要りません。

武田委員、どうぞ。御発言ください。

○武田委員

私も、契約締結に至らなかつた理由を知りたいと思います。もう一つ、契約に至つたものについても知りたいと思います。契約締結に至つたものについて、上限卸価格表と個別卸価格表との比較評価の機会というのが制度としてあったと思うんですけども、同制度は機能していますでしょうか。今までそういう照会は行われていますでしょうか。

○下堀ガス市場整備室長

エネ庁のほうに、その価格のお問合せは数件あったことはございます。それに回答しているところでございます。

○山内座長

武田委員、よろしくございますか。ありがとうございます。

それでは、この件について、ほかに御発言の御希望ございますか。

ありがとうございました。それでは、今いろいろ御意見をいただきましたので、まさに事務局のほうで御対応いただいて、特にどういう理由でこれが出来なかつたとか、もう少し突っ込んだ調査ということでございますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、4番目の議題は、いわゆる——議題から「いわゆる」と書いてありますが、供給高度化法に基づく事業者の責務についてであります。

これも事務局から御説明をお願いいたします。

○下堀ガス市場整備室長

すみません。いわゆる供給高度化法、正式にはスライド1、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律についてでございます。

非化石エネルギー源の利用と、それから化石エネルギー源の有効利用、これがガス事業者にも課されているという法体系になっておりまして、その基本方針及び判断基準で、この大手3社、

一定規模以上の事業者ということで、東京ガス、大阪ガス、東邦ガスが対象になりますと、非化石エネルギーであるバイオガスの80%以上の利用と、液化天然ガスの貯蔵に当たって発生するボイルオフガスの活用、これ、おおむね100%、これが目標となっているところでございます。

スライド2でありますと、このままでバイオガスにつきましては、平成30年にその目標が設定されておりましたが、次の目標が決まっていないという状況でございますと、これをどのように設定するかが論点でございます。

目標達成状況につきましては、スライド3でございます。

まず、大阪ガス、東邦ガスにつきましては目標を達成しているということでございます。東京ガスにつきましては、供給区域内においてバイオガスを用いた発電、これを営む競合他社が新設されたということ、それから、同社にバイオガスの受渡しを行う施設において、ガスの成分分析に用いるヘリウム、こちらが調達価格の上昇や調達可能量の減少によって調達困難になったことから、利用を想定していた、東京ガスが利用可能なバイオガスが減少をしたということでございまして、そういう事情を考慮し、この法律の目標でございます、効率的な経営の下においてその合理的な利用を行うために必要な条件を満たすバイオガスの80%以上という目標は達成しているというところでございます。

続きまして、スライド1つ飛ばして5でございますけれども、ボイルオフガスにつきましては、平成32年における通常運転時に発生するボイルオフガスの利用率をおおむね100%とすることが目標とされておりまして、ガス事業者の予見可能性を確保する観点から、2021年以降の目標も早期に定められるほうが望ましいということで、今回お諮りするものでございます。

達成状況はスライド6でございまして、東京ガス、大阪ガス、東邦ガスは、いずれも2020年におけるボイルオフガス利用率の目標おおむね100%を達成する予定ということでございます。

こういった状況を踏まえまして、次のスライド7でございますが、目標の年次と、それから目標そのものでございますけれども、上半分がバイオガスでございまして、こちら、事業者においてバイオガスの発生源、発生量の調査及び利用可能性の検証というのが継続されておりまして、この取組状況を中期的にフォローアップするのが望ましいというふうに考えられることから、改正後の目標年につきましては令和6年、2024年としてはどうかと思っております。目標値につきましては、引き続き事業者のバイオガス利用率を高水準で維持する観点から、供給区域内等で発生したバイオガスの80%以上利用というのを維持することとしてはどうかと思っております。

ボイルオフガスについては、下半分ですけれども、長期的に改正後の目標年については令和11年、2029年としてはどうかということで、目標についてはおおむね100%を維持するということとしてはどうかと思っております。

以上でございます。

○山内座長

ありがとうございました。

それでは、供給高度化法について、御説明に対する御質問、御意見を伺いたいと思いますが、いかがでございましょうか。

今、会場では特に御意見ないんですが、ネットで御参加の委員の方々、いかがですか。

草薙委員、どうぞ。御発言ください。

○草薙委員

それでは、よろしくお願ひいたします。資料7に基づきまして申し述べます。

エネルギー供給構造高度化法により、バイオマスの使い方というのは技術的に非常に高度なものがあると伺っております。このためのせっかくの既存の設備を十分に生かしまして、可能であれば、ますます増設することについて制度的には措置が可能か、事務局におかれても検討をお願いできたらというふうに思っております。

それから、BOGの利用に関しましては、今もほとんど100%の利用を維持されているという観点から、今後当然維持していただきたいと思っております。目標値につきましても、期限につきましても異論はありません。

以上です。ありがとうございます。

○山内座長

では、会場から松村委員、どうぞ。御発言ください。

○松村委員

まず質問ですけれども、ヘリウムを使うのは、この都市ガスの配管に入れるときに使うだけで、燃やして発電するときには必要ないですよね。ありがとうございます。

私はもっともな提案だと思うので支持をしますが、見た目はとても悪い。高度化法で全然前進していないじゃないかというのと、それから、東京ガス以外のところは完全に超過達成しているのに、それでも目標値を引き上げないというのは、いかにも外聞が悪いのですけれども、でもこれ、実質からすると、都市ガスとして入れなかつたものでも発電のために使っているなら、立派に使われているわけで、貴重な再エネ資源が無駄にされているということでは決してないし、目標値を引き上げれば無駄になるのが減るというような類いのものでもないということからすると、私はそもそも高度化法のこの都市ガスの扱い自体が本当に合理的なのかと疑問に思います。何も導管に入れるということに固執しなくとも、貴重な資源を確実に使っていく。これが捨てられることがあつたら有効利用していくという方向とは少しずれがある。このルールを縦割りでつくつ

ているのでこういうふうにならざるを得ないんだけれども、これは次の機会、改定する機会のときにもう少し合理的なものはないかと考えることのほうが優先で、それまでの間は現行の規制のままでいきますというようなことだと思います。

したがって、外見は、見てくればとても悪いのですけれども、これはとても合理的なことをしている御理解いただければと思いました。

以上です。

○山内座長

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

二村委員、どうぞ。

○二村委員

ありがとうございます。

私も、この両方とも、バイオガスのほうはガス事業者の努力によってできる部分が非常に小さいということであり、反対にBOGのほうは、むしろ普通に考えれば、これは当然経済的な側面からされるだろうということでしたので、そういう意味で都市ガスにおけるエネルギー供給、高度な利用とは何なのかということの議論がないと、なかなか難しいのではないかなどというふうに思いました。先ほど松村先生がおっしゃった、次の機会にそもそもどうあるべきかって見直すということは非常に重要なのではないかと思いました。

すみません。ありがとうございます。

○山内座長

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

橋川委員、どうぞ。

○橋川委員

ちょっと余計なことかもしれないんですけども、まさに今の二村委員の言われたところではすごく意味がありまして、この法律というのは、電力業界と石油業界にとってはめちゃくちゃ重たい負荷がかかった法律で、石油業界のほうは3回にわたって告示を出して、これで常圧蒸留装置の廃棄を大分進めた。一方、電力のほうは、最初は2020年、50%だったと思うんですけども、今だと2030年、44%の非化石電源、事実上の義務化の根拠になった法律で、業界に与えている負荷が電力、石油に比べてガスは、言い方は悪いかもしないんですけども、ほとんど負荷がかかっていないという、そういう法律だということだけは、ちょっと聞いている方のために説明しておいたほうがいいと思います。

○山内座長

ありがとうございます。

御意見が出ましたが、事務局、いかがでしょうか。

○下堀ガス市場整備室長

まさに中長期的に、これのものについて考えることが大変重要だと思います。機会を捉まえて、関係の部署とも連携してやっていきたいと思います。

○山内座長

そのほか、いかがですか。よろしゅうございますか。

それでは、特に事務局の御提案については皆さんから大きな反対がなかったというふうに判断いたしました、エネルギー源の利用に関するガス事業者の判断基準及び化石エネルギー原料の有効な利用に関するガス事業者の判断の基準の改正の方向、これについては一定御理解いただけたというふうに思っています。

この議論を踏まえて改正作業を進めていただきますが、必要に応じて、このワーキンググループにおいても実施状況とフォローアップを行っていくということにさせていただこうと思います。

この案件といいますか、この議題については、皆さん一つの結論をいただいたということになりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議題は以上でございますが、事務局から報告が1点ございますので、よろしくお願ひいたします。

○下堀ガス市場整備室長

最後、資料8でございます。御報告案件でございまして、ガス事業法施行令等の一部を改正する政令案でございます。

導管部門の法的分離が再来年の4月にいよいよ近づいてまいりましたということで、その対象となるガス事業者は、この要件を政令で定めることとなっておりまして、ガスシステム改革小委員会の議論を踏まえて政令案をつくっております。政府としても、この案を今つくって、パブリックコメントにかけているところでございます。

中身については、まさにガスシステム改革小委員会の報告書どおりの考え方でございますけれども、2つの要件を満たす導管事業者を法的分離の対象事業者とするということで、導管の総延長が2万6,000キロメートル以上であることと、導管に2つ以上のLNG基地が接続していることとなっておりますが、1番目のほうは、もともとガスシステム改革小委員会の報告書では、導管総延長数が全国シェアでおおむね1割以上であることとなっておりましたが、これ、相対的な数字ではなくて、事業者の予見可能性確保の観点からシェアの1割に相当する導管延長数を具体的に規定するということで、スライド2に参考までに数字を載せておりますけれども、国に提出する

2018年度の供給計画実績値で総延長数が26.4万キロでございまして、そのシェア1割は2万6,000キロという、この数字を持ってきたものでございます。これを当てはめますと、対象となる事業者は東京ガス、大阪ガス、東邦ガスという3社になるということでございます。

そのほか、分割します際の登録免許税の非課税措置、こちらも規定しているという政令案になってございます。

以上でございます。

○山内座長

ありがとうございました。

内容について何か御質問ございますか。よろしゅうございますか。ありがとうございました。

それでは、本日の議論は以上ということでございます。

最後に、今後の予定について事務局から御説明をお願いいたします。

○下堀ガス市場整備室長

次回の日程や議題につきましては、改めて個別に御連絡をさせていただきます。

あと、本日はすみません。初めての対面とウェブ会議で、大変皆様に進行上御迷惑をおかけしましたので、ちょっとこれはしっかり改善してまいりたいと思いますので、引き続きよろしくお願いします。

○山内座長

大体どこへ行ってもこんな感じです。これから全体に改良していただければという……。

ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、第13回ガス事業制度検討ワーキンググループを終了とさせていただきます。御協力をいただきましてありがとうございました。

午後1時56分 閉会

お問合せ先

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 ガス市場整備室

電話：03-3501-2963

FAX：03-3580-8541